

平成27年度税制改正大綱

外国人に対する出国税の適用及び改正された相続税の課税関係

日本から出国することによる租税回避を防止するために、株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する課税を出国時に行う制度が導入されます。日本に居住する外国人への影響が懸念されていましたが、外国人駐在員等の多くは、本特例の適用から除外されることが明らかになりました。本制度の対象となる外国人は、永住許可を受けた者や日本人の配偶者ビザで滞在している者などに限定されると思われます。

平成27年1月から相続税の基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象者が大幅に増えました。相続税に関するお問い合わせが増えていきますので、本アラートで併せて解説します。日本に居住している駐在員等に相続が発生した場合、平成25年の改正により、全世界の財産が日本の高い税率で課税の対象となることに留意が必要です。

出国税について

1. 制度の概要

次の(1)の要件に該当する日本の居住者で、次の(2)に掲げる対象資産を有する者が、出国して日本の非居住者となる場合には、出国時に、その対象資産を譲渡等したものとみなして、課税所得の金額を計算し、申告納税を行います。

(1)対象者	次の要件をいずれも満たす居住者 イ 以下(2)のイ及びロに掲げる対象資産の価額の合計額が1億円以上である者 ロ 出国の前日10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者 ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(投資・経営、人文知識・国際業務、企業内転勤等)をもって在留していた期間は除かれる
(2)対象資産	イ 所得税法上の有価証券もしくは匿名組合契約の出資の持分、及び ロ 未決済のデリバティブ取引、信用取引もしくは発行日取引
(3)適用時期	平成27年7月1日以後の出国
(4)帰国後の取扱い	本特例の適用を受けた者が、出国期間中に対象資産の譲渡等を行うことなく、5年以内(10年の納税猶予を申請した場合には、10年以内)に帰国をした場合には、帰国の日から4月以内に一定の手続きを行うことにより、出国時の課税を取り消すことができる

2. 納税猶予

出国時に担保を供することにより、出国日から5年(申請により10年)の納税猶予が認められます。

3. 二重課税の調整

納税猶予の適用を受けている者が、出国先で対象資産の譲渡等を行い、外国の所得税を納税する場合で、出国先が日本の出国税の二重課税における調整を認めない場合には、日本において、外国税額控除が認められません。

また、日本に入国する際に外国で出国税の課税を受けた対象資産を日本で譲渡等する場合には、外国の出国税と日本の所得税について、二重課税の調整が認められます。



相続税の課税関係

平成25年度の税制改正により、国内に住所を有する者から相続もしくは遺贈又は贈与により財産を取得した場合の課税対象財産の範囲が拡大しました。また、平成27年1月から基礎控除額、税率等が改正され、相続税又は贈与税の負担額が増加します。平成25年度の相続税の主な改正点は次のとおりです。

1. 非居住者に対する課税財産の拡大

日本国内に住所を有しない個人(非居住者)で日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有する者から相続もしくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加えることとされました(旧法では国内財産のみ課税対象)。同改正は、平成25年4月1日以後の相続もしくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に適用されます(図1参照)。

(図1) 相続税及び贈与税の納税義務者及び課税対象財産

被相続人 贈与者	相続人 受遺者 受贈者	国内に 住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍 なし
			5年以内に国内に住所あり	5年超国内に住所なし	
国内に住所あり					国内財産のみ に課税
国内に住所あり 5年以内に国内に住所あり		国内・国外財産に課税			
国内に住所なし 5年超国内に住所なし					

(注) この改正は、平成25年4月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

国外財産も課税へ

2. 相続税及び贈与税の税率等の見直し

平成27年1月1日から、相続税及び贈与税の税率等が改正されます。主な改正点は相続税の基礎控除額(図2)及び税率(図3)並びに贈与税の税率(図4)となります。同見直しにより、相続税又は贈与税の負担が増加する可能性がありますので、留意が必要です。

(図2) 相続税の基礎控除額の見直し

改正前		改正後	
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	
法定相続人の数	改正前	改正後	
3人(ex.妻1人と子2人)	8,000万円	4,800万円	
2人(ex.子2人)	7,000万円	4,200万円	

(図3) 相続税の税率の見直し

法定相続人の数		改正後	
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	各法定相続人の法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の金額	10%	同左	
1,000万円超 3,000万円以下の金額	15%	//	
3,000万円超 5,000万円以下の金額	20%	//	
5,000万円超 1億円以下の金額	30%	//	
1億円超 3億円以下の金額	40%	1億円超2億円以下の金額	40%
		2億円超3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	3億円超6億円以下の金額	50%
		6億円超の金額	55%

(図4) 贈与税の税率の見直し

改正前		改正後			
課税価格	税率	右記以外		20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
		課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	同左		同左	
200万円超300万円以下の金額	15%	//		//	
300万円超400万円以下の金額	20%	//		300万円超400万円以下の金額	15%
400万円超600万円以下の金額	30%	//		400万円超600万円以下の金額	20%
600万円超1,000万円以下の金額	40%	//		600万円超1,000万円以下の金額	30%
1,000万円超の金額	50%	1,000万円超1,500万円以下の金額	45%	1,000万円超1,500万円以下の金額	40%
		1,500万円超3,000万円以下の金額	50%	1,500万円超3,000万円以下の金額	45%
		3,000万円超の金額	55%	3,000万円超4,500万円以下の金額	50%
				4,500万円超の金額	55%

(注) 上記図2~4の改正は、平成27年1月1日以後の相続・遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

おわりに

外国人の個人資産に対する課税が年々強化されています。海外から日本に社員等を駐在させる場合には、所得税のみならず出国税及び相続税の観点からも検討する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150107

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp